

岐阜県高齢者施設等防災・減災対策等補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進するための整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の実施により防災体制等を強化することを目的として、高齢者施設等防災・減災対策等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）第3の1の(1)により県が作成した防災・減災等都道府県事業整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、民間事業者又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する施設等整備事業とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知別紙）の4及び5に定めるところにより算定した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の着手)

第6条 補助対象事業の着手は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性質上又はやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、事業の着手前に、補助金交付申請書に事前着手届（別記第2号様式）を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次の条件を付けるものとする。

- (1) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (2) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (3) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が、0円の場合を含む。）は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (5) 前号の規定による報告があった場合においては、当該仕入控除税額に相当する額を県に返還すること。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 第11条の規定により知事の承認を受けて財産を処分する場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日付発老第0417001号厚生労働省老健局長通知）別添1第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。

(8) この補助金に係る補助対象経費に対し、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助金の額の増減がなく、かつ、補助対象事業に要する経費の配分の増減が20%を超えない変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付決定額の20%以内の減額とする。

4 規則第6条第1号、第2号及び第3号の知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに同条第4号及び第1項の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1号及び第2号の承認 事業内容(経費配分)変更承認申請書(別記第4号様式)

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)

(3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第6号様式)

(4) 第1項の規定による報告 仕入控除税額報告書(別記第3号様式)

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、別記第7号様式による交付申請取下書を知事に提出することにより行うものとする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(補助対象事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第10条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を

提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）別表に掲げる社会福祉施設等施設整備費補助金に係る処分制限期間に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合は、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 補助事業者は、特別の事情により第5条から第9条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができる。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。